

食品安全委員会（第781回会合）議事次第

1. 日時及び場所

令和2年5月19日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤 洋（委員長）
山本 茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

3. 議 事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
 - ・ 家畜伝染病予防法施行令及び同法施行規則の一部改正について（農林水産省から説明）
 - ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について
 - ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正について（厚生労働省から説明）
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・ 飼料添加物 1品目
サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正について（農林水産省からの説明）
 - ・ 薬剤耐性菌 1品目（評価要請の取下げ）
安息香酸ピコザマイシン（動物用医薬品）
（農林水産省からの説明）
 - ・ 遺伝子組換え食品等 4品目
JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ
（農林水産省からの説明）

ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-5

(農林水産省及び厚生労働省からの説明)

JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ

(厚生労働省からの説明)

・プリオン 1品目

「ドイツ・フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」

(厚生労働省からの説明)

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「酢酸トレンボロン」に関する審議結果の報告と意見
- ・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・薬剤耐性菌「家畜に使用するビコザマイシン」に係る食品健康影響評価について

(5) その他

4. 配布資料

(1-1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<家畜伝染病予防法施行令及び同法施行規則の一部改正>

(1-2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて<乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正>

(2-1) 食品健康影響評価について<サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正>

(2-2) 食品健康影響評価の取下げについて<安息香酸ビコザマイシン>

(2-3) 食品健康影響評価について<JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ、ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-5>

(農林水産省)

- (2-4) 食品健康影響評価について<ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ S PS-00X17-5> (厚生労働省)
- (2-5) 食品健康影響評価について<JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ、JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ>
- (2-6) 食品健康影響評価について<ドイツ・フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓>
- (3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<酢酸トレンボロン>
- (4) 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<家畜に使用するビコザマイシン>